

議 事 日 程 (第 1 号)

平成20年12月19日 (金曜日) 午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告
日程第 4 議員派遣の件
日程第 5 一 般 質 問
日程第 6 議案第72号 東白川村認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7 議案第73号 東白川村の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8 議案第74号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議案第75号 東白川村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第76号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第77号 平成20年度東白川村一般会計補正予算 (第 4 号)
日程第12 議案第78号 平成20年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第13 議案第79号 平成20年度東白川村簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第14 議案第80号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第15 東白川村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
日程第16 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員 (7 名)

1 番	安 江 利 英	2 番	服 田 順 次
3 番	今 井 保 都	4 番	安 倍 徹
5 番	安 江 浩	6 番	安 江 祐 策
7 番	熊 澤 光 介		

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	今 井 俊 郎	総 務 課 長	楯 光 一
村 民 課 長	安 江 弘 企	産 業 建 設 課 長	松 岡 安 幸
教 育 課 長	安 江 宏	診 療 所 事 務 局 長	安 江 裕 尚

農務係長 今井英樹

監査委員 安江正彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局
書 記 河 田 孝

開会及び開議の宣告

議長（今井保都君）

ただいまから平成20年第4回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

議長（今井保都君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、4番 安倍徹君、5番 安江浩君を指名します。

会期の決定について

議長（今井保都君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月22日までの4日間に決定しました。

例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告

議長（今井保都君）

日程第3、例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

監査委員（安江正彦君）

平成20年12月19日、東白川村議会議長 今井保都様。東白川村監査委員 安江正彦、同じく熊澤光介。

例月出納検査結果報告。

平成20年8月分、9月分及び10月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1．検査の対象 平成20年度8月分、9月分及び10月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2．検査の時期 平成20年9月29日、平成20年10月21日及び平成20年11月26日。

3. 検査の結果 平成20年8月末日、9月末日及び10月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数はすべて関係書類に合致し正確であった。

続きまして、定例監査の結果報告ですが、別紙で出しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

定例監査結果報告。地方自治法第199条第4項の規定により、平成20年10月16日、17日及び同月21日、22日の4日間実施した定例監査の結果は、次のとおりである。よって、同法第199条第9項の規定によって報告する。

なお、同法同条第10項の規定により意見書を付する。

平成20年12月19日、東白川村監査委員 安江正彦、同じく熊澤光介。東白川村長 安江眞一様。
東白川村議会議長 今井保都様。

監査の主眼

1. 事務事業が住民福祉の増進に寄与しているかの確認。
2. 最少の経費で最大の効果を上げているかの確認。
3. 行政の組織及び運営の合理化が図られているかの確認。
4. 工事が適正に行われているかの確認。

監査の方法 前半（書類審査）

1. 平成20年9月末の各会計の予算執行状況、現金、預金、有価証券及び基金等の管理保管状況等の監査。

2. 平成20年9月末の各課所管の事務事業の進捗状況の監査。
3. 平成20年9月末の各課の備品台帳、出張整理簿、休暇整理簿等の整理状況の監査。
4. その他関連する必要事項の監査。

後半（現地監査）

1. 出先機関の活動状況、農林業施設、福祉施設、体育施設の利用状況及び維持管理状況、村営住宅及び地域施設の管理状況等の監査。

2. 平成20年度各工事の進捗状況と平成19年度下半期の各工事の維持管理状況の監査。

監査の結果

平成20年度一般会計と特別会計を合わせた予算現額は29億4,317万6,000円で、平成20年9月末現在の予算執行状況は、収入済額21億2,885万727円、支出済額14億7,363万6,795円で、差引残高は6億5,521万3,932円であり、その保管状況は、いずれもめぐみの農協で普通預金5,430万2,095円、当座預金2,237円、定期預金6口で6億円、村営住宅定期預金2口で90万9,600円であります。予算執行率は45.1%で、前年度同期の43.4%に比べ1.7ポイント上回っております。

基金管理状況は、前年度同期と比較すると4,210万3,290円増の3億8,981万6,333円です。その内容は、定期預金16口、普通預金1口、土地25件であります。

出資証券等保管状況は、岐阜県信用保証協会出捐金5,000円増資が増加分で、そのほかは前年度

と同額の1億2,184万1,000円であります。その内容は、出資証券13団体、証書76枚1,662万9,500円、株券8団体、51枚(3,109株)1億121万1,500円、債権1団体400万円であります。

予算執行状況、現金保管状況、基金管理及び有価証券保管状況は、的確であり正確であることを認めます。

以下、各課別に意見を申し上げます。

総務課

年々事務が煩雑化し、あわせて公文書の量も増加しているのが現状です。また、一般の文書と重要文書が同じ箱に保存されていることもあり、保管場所も越原上校舎、グラウンド倉庫等数カ所に保存されており、不合理であります。今回、データ管理のシステムを整備し、保存場所の縮小、文書検索を簡単にし、事務の合理化を図る計画をされていますので、結果を期待します。

村民課

村税等の9月末の滞納額は以下のとおりであります。括弧内は19年度同期です。朗読は省略します。

村税(村民課)2,847万4,063円、国民健康保険料(村民課)2,985万7,561円、介護保険料(村民課)35万7,200円、CATV使用料(総務課)151万9,899円、有線放送電話使用料(総務課)23万1,200円、簡易水道使用料(村民課)87万9,943円、後期高齢者医療保険料(村民課)4万6,300円、合計6,136万6,166円、前年度が5,894万581円です。

上記のように国民健康保険料と有線放送電話使用料は、前年度と比較し滞納額が減少していますが、その他税等は増加しています。担当課として鋭意努力されていますが、その額は年々増加しています。

決算審査の折に意見を述べのしたので重複は避けませんが、差し押さえの事前調査を含め、全庁的に取り組まれていますので、成果を期待したいと思います。

地域医療センター

本年度から病院が診療所に移行し半年が経過しました。医師が1名減少し、一般病棟への入院ができないことや2名の医師のうち1名が出張などで不在のときに緊急搬送等の患者がある場合には、予約の患者でも長時間待つていただく場合があるようです。

また、診療病棟の入院患者は、今までどおり利用いただいています。医療依存が強い場合は、夜間医師がいないことから入所できない場合もあり不便なこともあります。当初から予測されたことであり、やむを得ないことと思います。

産業建設課

昭和60年代前半に村の農地は全面的に圃場整備され、優良農地ができ、機械化組合も整備され、水稻栽培の効率化が図られました。また、夏秋トマトなどが推進され、大規模農家も誕生しました。しかし、稲作については生産調整もあり、約3分の1は転作を余儀なくされています。そんな中、最近特に優良農地の荒廃が進んでいると思われます。

転作の作物に適切なものがない、高齢化が進み、担い手がない等理由もあると思われますが、国

内の食料自給率が約40%を切っている状況、輸入食品の安全性が問われている現在、また自動車産業の低迷等経済が著しく冷え込んでいるとき、既存の農産物を含め、新たな特徴ある農産物の生産と流通の開拓を図り、農地の有効利用につなげてほしいと思います。

補助事業等で取得した各施設の利用状況が問題視され、テレビ等でも取り上げられています。村でも数々の補助事業が実施され、それぞれ有効利用され実績を上げています。しかし、残念ながらペットボトルの工場、ストックヤードは極めて利用が少ないようです。二つの施設については、同じ目的で改善を図ることが難しいと思いますが、早急に改善計画を立てられ、有効利用を検討してください。

教育委員会

懸案であった東白川小学校の大規模改造計画が来年度実施されることになり、現在設計業務が実施されています。昭和55年開校時には341人在籍した児童も、今年度は147人と半数以下に減少しています。今後、さらに減少も予想されますが、適切な規模と過去のふぐあいを考慮し、さらに教育現場や父兄の意見も取り入れ、村の特色を生かした事業になることを望みます。

むすび

平成20年度の定例監査は、例年どおり書類審査、現地監査に分け4日間実施しました。それぞれ担当課長、担当者には、多忙の中、懇切丁寧に説明をしていただき、また多くの資料を提出いただきありがとうございました。

サブプライム問題に端を発した世界的な経済不況は、日本経済にも大きな影響を及ぼし、現在ここ数年にない不況とされています。企業の倒産件数も増加し、不安定な雇用状態となっています。間もなく新年度の予算編成も始まると思いますが、大幅な税収や交付税の伸びも期待できなく、厳しい予算になると思いますが、総合計画に基づき、村民がひとしく物心両面において豊かさを実感できる施策が展開されることを祈念し、意見とします。以上です。

議長（今井保都君）

監査委員の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告を終わります。

議員派遣の件

議長（今井保都君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

議会運営委員長（安江祐策君）

それでは、議員派遣の件について報告いたします。

次のとおり議員を派遣する。

派遣名、目的、派遣場所、期日、派遣議員の順で読み上げていきたいと思います。

1．お松さままつり。地域の活性化に資する。茶の里会館周辺。平成20年12月23日。議員全員。

二つ目、東白川村消防団出初め式。地域の防火防災に資する。はなのき会館及び駐車場。平成21年1月4日。議員全員。

三つ目、平成21年東白川村成人式。新成人を祝すとともに、青少年の健全育成に資する。はなのき会館。平成21年1月11日。議員全員。

四つ目、中学校ふるさと学習発表会。生徒の健全育成に資する。東白川中学校。平成21年1月29日。安江浩議員。

以下、議長決裁により議員を派遣しておりますので読み上げません。目を通していただきたいと思えます。以上でございます。

議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決裁分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

一般質問

議長（今井保都君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は4名です。

通告順に質問を許可します。

1番 安江利英君。

〔1番 安江利英君 一般質問〕

1番（安江利英君）

2点ほど質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目は、再度少子化対策についてということになりますが、この件につきましては、7月の定例会の折にも質問を行いました、目の前に突きつけられた現状を見たとき、少しでも早く何か対策を講じていかなければとの思いから、もう一度質問させていただきます。

最近、ある情報から、今年度の出生数が著しく低いという話を聞きましたので、早速住民課で調べてみました。今年度は3月から今までに5人、また今後も2人しか予定がないということで、特にここ二、三年の出生数が急激に減少してきているということで、この現状を見たときに、村として危機的な状況が迫りつつあると言っても過言ではないと思います。早急に何か対策を考えていかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

前回の質問の折には、今年度の予算の中ではこの少子化対策についての費用は見えないので、来年度の予算編成のときに前向きに考慮するとの答弁をいただいていますので、本定例会は村長の来年度予算に対する骨子説明ということで、大いに期待しているところです。

そこで、前回も述べましたように、積極的に財政投入を行っている自治体では少子化に歯どめがかかっているという総務省の報告を踏まえ、前回、母子手帳交付時に30万円、出産時に50万円、小学校入学時に100万円を祝い金として出してはどうかと提案させていただきましたが、少し変更して、出産時と小学校入学時にそれぞれ100万円ずつというような形で進められてはいかがでしょうか。

村長は、前々から金がない、金がないと言っているばかりではなく、幾ら金がなくとも大事なことは何を置いても積極的に財政投入を行っていくと言っておられましたが、まさに今がそのときではないかと思うのです。特に平成19年度の決算では、4億円超の繰越金が計上されています。実質公債費比率の関係で、村財政の中身を少しでも早く健全化していこうという方針には大賛成ですが、例えば今回のこの少子化対策の問題に対し、これからの出生数が現状の倍以上である20人になったとしても4,000万円程度の政策費増ということで、そんなに負担になるとは思えませんし、その後の経済効果等も考えるとき、結果もついてくると思いますので、今この時期に村長の英断を期待します。まさに「今、腰を上げなければ後がない」ではないでしょうか。

次に、ストックヤードの現状と今後の行政としての対応ということで質問させていただきます。

この件につきましては、前々から話題にはなっていましたが、先般の会計検査の折に指摘を受け、今後3年間、県指導のもとで結果を出さなければならないとの指導を受けておられるとのことですが、最近のこのストックヤードの関係の人と話をしていましたところ、いろいろと問題点も指摘され、私としても同調しましたので、少しでもよい方向へ進むことができますよう御理解と対応をお願いしたいと思います。

問題点を大きく二つに分けてみますと、1点目は建設に至った経緯についてですが、当初、国の廃掃法とダイオキシン法の制定による説明会等で強い取り組み姿勢を強調され、それを素直に受け入れて建設され、当時としては最高の選択をされたわけですが、ここ四、五年の間に状況が変化し、違反していても特にこれといった取り締まりもなく、結局何もしない方がよかったというような結果になっているのが現状です。

次に、問題の2点目は、業界の変化等によりストックヤード本来の目的である木質廃材収集場としての利用が激減してきているということです。一番大きな問題は、業界自体、着工件数が減ってきていること、またプレカット工法の普及により、プレカット工場では廃材を乾燥施設の熱源として有効利用されていること、そして最近まきストーブの普及により、それぞれ廃材の引き取り手が多くなってきていることなどで、状況が大きく変わってきています。

以上を考えてみますときに、この問題をこの管理組合だけに対応させておいていいかと思うのです。問題点はたくさんあると思いますが、最悪の場合は補助金の返還ということになりますので、この事態だけは何としても避けなければいけないと思います。行政、各業界一丸となって、多目的な使用方法等を考え、そして提案し、国や県に対し、使用目的の変更等を軸に働きかけていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、村長、村当局の考え方を伺います。

議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

ただいまの安江利英議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、少子化問題でございますが、少子化問題は議員御指摘のように大変大切な問題と認識しております。

子育て支援については、7月議会の議員の質問にもお答えをいたしましたように、乳幼児等医療費助成事業、妊婦一般健康診査無料化事業、保育園の環境整備事業、放課後子ども教室やむくハウスの支援は予定どおり実行をいたしてまいりました。20年度子育て事業で残っておりますのは小学校大改造の設計事業ですが、これは年明けにも完成させて、21年度には小学校の大改造の予算を上程したいと思っております。これが完成すれば、雨漏りをバケツで受けるような情けないこともなくなり、明るい教室、広いトイレができて、心楽しく入学し、勉強できることと思っております。

議員御提案のような現金による支援までまだ届きませんが、施設面において充実をさせて、皆さんに子育てをしていただきたいと考えております。

それから、新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議の中の出産・子育て支援の拡充として、特別応援手当を支給するという議論がございます。こういうことが決定をいたしますと、当然村も予算をつけることとなります。この現金による支援については、21年度予算には盛り込んでおりませんが、祝い金を否定するものではございません。今後、財政の余裕等を考えながら対処していきたいと思っております。御理解をいただきたいと思っております。

次に、ストックヤードの現状でございますが、この施設は新山村振興農林漁業特別対策事業の農業廃棄物等活用施設として、資源循環型を目的に、平成14年度、15年度に建設されました。当時、議員の言われますとおり、廃掃法やダイオキシン法といった地球の環境をこれ以上悪化させないための法律が改正され、国や県からも一切廃棄物を不法に投棄することや、煙も出していけないといった厳しい指導が行われました。そのため、本村の木材関係の事業所や団体の陳情により、総事業費2,120万5,000円をかけ建設をされました。この国庫補助金が718万2,000円、県費補助金が320万円でございます。そして、同時に46事業所の加盟によりストックヤード管理運営組合が設立され、年間累計5,276立米の木質廃材をストックし、白川町のバイオマスで燃料とする計画を立てました。

しかし、その後、規制緩和されたわけではございませんが、監視も緩く、景気の悪化や、この施設より有利な条件で処分をする産廃業者の出現、また議員御指摘のように製材組合とプレカットでは乾燥施設の燃料、さらにプレカットでは余った端材を一般家庭のストーブの燃料にするなど、各事業所が独自で対策をとってきたことから、初年度から搬入量が少なく、現在では搬入実績がない状態が続いております。ことしに入り、県から改善するよう指導を受け、その後、役場職員で組織するプロジェクトチームでの検討や、担当課では事業所がどのように廃棄物を処分しているかなどの実態調査を実施することなど対応をとってきたやさき、11月中旬に農林二課の会計検査院が岐阜県を検査するため、特別調書の提出を求められました。その後の会計検査では、村が直接受検をしたわけではございませんが、県がかわりに受検をされ、3年間の猶予をいただき、改善するよう指導を受けました。引き続き実績調査をされることとなりました。

このことで、組合もこのことを重く受けとめ、11月28日に全体会議を開催し、搬入料金の減額や、各自がかぎを持ち、随時搬入可能にするなど改善策を打ち出しました。しかし、実態調査の結果では、今後持ち込み可能と思われる数量は最大でも1,000立米で、当初の計画にはほど遠く、新たにまきの流通、一時保管施設をあわせるなど、複合型施設として利用できるよう検討をしておるところでございます。世の中の情勢が変わってきたとはいえ、施設を無駄にしないよう、今後とも運営をしていかなければなりません。

なお、もしもの方向といたしましては、補助金を返還し自由に使う。二つ目に、一部返還し、受け入れ数量の減少をする。三つ目に、一部返還し、他の農業施設に変換する。このような方法が考えられますが、いずれにしてもこの3年間の猶予期間を無駄にしないように計画を立て、何かこの施設を使って農業が少しでも活性化するような方法があるといいと思っております。以上でございます。また皆様方からよい知恵がございましたら、御提言をいただきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

議長（今井保都君）

安江利英君。

1番（安江利英君）

ストックヤードの件に関しましては、今の説明で十分でございますが、とにかく正直者が大変な

目に遭うということだけは避けたいというふうに考えておりますので、そういった面で十分協力しながら、村としても補助金返還はつらいことであろうかと思っておりますので、その辺も考えながら対応していただければ結構です。これに対してはお答えは結構ですが、少子化の問題につきましては、ちょっと生ぬるいなという感じも受けたわけですが、確実な情報ではありませんけれども、小さな村がそういった政策を打ったら確実に少子化がとまっておるという現状もあるそうです。

何かやらなければ、目に見えたものを出さなければ、結果は絶対についてこないと僕は思います。間接的なものでは、実際、子供を産んでいただく方にアピールが少ないと思うんです。こういうふうにするという既成事実をつくって出して初めて出てきますので、学校がどうのこうのとか、教育がどうのこうのとか、そういうことではなくて、きちりとかいうふうにしますよという形を出していかないといけないんじゃないかと。

村長が言うておりますように、積極的に財政投入を行っておるということは、既成事実をつくっておるところは歯どめがかかっておるということですので、その間接的なことは僕は既成事実にはならないと思っておりますので、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

議員の御意見にあるように、はっきり金額においてこのように出しますということになれば、当然お喜びになるとは私も思いますが、極端な話ですと、お金をもらったが学校はぼろぼろであったというようなことでもいかんというのが私の思いでございます、もちろん両方できれば、これにこしたことはないわけですが、来年度の予算、議員のおっしゃった4億の繰り越しというふうに計算上はなりますが、特に後ほどもお答えしなければならない議員の御質問もあります、特別会計においてはそのまま繰り越しをいたしますし、一般会計の2億9,000万のものを来年へ繰り越すということですが、これについては今までおくれをとり、また県からも御指導いただいておりますことに對して、金も使わなくちゃならないということもでございます。

いろんな面から考えまして、確かに、例えば最大4,000万のお金が要るよという議員の御指摘でございますが、4,000万をそれに使うことは、決断すれば、ほかのことをある程度削ればできるわけですが、なかなか今そこまで東白川村がやるよということまで行き届かないというのが現状でございます。

もちろん私も悪いことだからやめるよと、こう言っているわけではございません。やりたいのはやまやまでございますが、現状は21年度の予算には盛り込めないようでございます。どうか今後ともそのような積極的な御意見は参考にしていきたいと思っておりますが、今回の予算には盛り込んでいけないというふうに思っております。

〔1番議員挙手〕

議長（今井保都君）

安江利英君。

1 番（安江利英君）

平成16年度からの出生数ですが、17、11、16、18、7と、現状までこういう数字になっています。それ前は20、20になっていますが、こういう状態を見たときに、僕も、先ほど言いました。健全な財政にしていくことは大賛成ですし、そうしなければならないことはわかっていますが、やらなければならないことは確実にやっていくということも大事じゃないかと思しますので、その辺も十分御考慮いただきたいと思えます。以上です。

議長（今井保都君）

2 番 服田順次君。

〔 2 番 服田順次君 一般質問 〕

2 番（服田順次君）

平成21年度の予算編成に当たりましてと題しまして一般質問させていただきたいと思えます。

アメリカから始まった不況の波は、今や100年に1度と言われる不況となり、世界じゅうを駆けめぐっております。我が国においても、9月以降、麻生内閣のもと、金融対策、雇用対策、そして景気対策など第1次補正で対応されておるわけですが、いまひとつ我々の生活には届いていないのが現状ではないかと思っております。

そうした中ではあります、さきの12月の村長室からのCATV、またきょうの議案にも上がっておりますいろんな中で、村長が年末助け合い運動の一助として灯油券の配付を実施するというのを伺っています。少しでもそうした気持ちが大切であると私も思っております。

そこで、平成21年度の予算編成に当たりまして、疲弊した状況の中ではありますけれども、商工業、農林業、福祉事業など、早急に対応していく課題がたくさんあると思っておりますし、村民の皆さんの中にはそれぞれ非常に苦しい状態にあるというふうに聞いております。そうした中で、特に力を入れてやっていきたいというものがあれば、21年度の予算の中にどういうふうに織り込んでいけるかということをお説明いただければ幸いです。

また、今回、上程されましたぬくもり灯油券の配付のような、地方自治体が独自の施策を打って出るというようなお考えがほかにあればお聞きしておきたいと思えますので、よろしく願い申し上げます。

議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

服田議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、100年に1度の不況であり、100年に1度の政治の不安定であると見ております。山村が世の中の景気を動かすことは至難でございますが、東白川村は小さいなりに将来を見据え、身の丈に合った村づくりが大切だと思っております。

この村にあるものを探し、伸ばしていかなくてはなりません。日本の食料自給率は39%と言われておりますが、食料をつくる農地は年々減っております。本村においても荒廃が進んでおります。

農地の荒廃が進まないように、農業のできない人の農地を動かすために、農地を借りて農作物をつくる人を支援したいと思っております。農地を貸す人は、どうか固定資産税程度のお金で貸していただき、農地の荒れるのを防いでいただきたいと思いますと思っております。貸す人、借りる人、中に農業委員を入れていただいて話し合いをして、農地の活用を考えていただきたいと思います。

また、商工業では商工会長の指示のもと、商業部会を中心に、地域商品券等運営システム検討委員会を立ち上げ、地域通貨やポイントカード、地域振興券などのシステムを研究してきております。行政からも、参事、産業建設課長が参加し、一緒になって他地域の調査などを行っております。最近になって、その骨子ができ上がり、21年度からの運用を計画しております。現在の案では、商工会の商業部会の内部組織として発行団体を設立し、額面1,000円の券を発行し、村民の皆様にご利用していただくように計画されております。この事業は、景気の後退や消費活動の多様化により、停滞している本村の小売り・サービス業分野の活性化を図ることや、他地域への消費流出を防ぐこと、消費者が商品券を利用していただくことにより、福祉や子育てなどに対し支援できる仕組みをつくること。村に要望があったのは、商品券の信用性を高めるための基金の積み立てへの助成、商品券の印刷経費など立ち上げについての助成、商工会が事務を行いますので、その運営に対する経費の一部の助成でございます。地域の経済活動の振興策として有意義な事業と言えますので、支援してまいりたいと考えております。

それから、目新しい事業ではございませんが、昨年、清流荘を4戸を2戸に改修しましたところ、すぐに利用していただいております。本年度6戸を2戸にして、家族で入っていただける住宅を整備したいと考えております。

主なものですが、また新しい予算については議員の皆様にご助言をいただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（今井保都君）

4番 安倍徹君。

〔4番 安倍徹君 一般質問〕

4番（安倍 徹君）

平成21年度の村政の進め方について質問をいたします。

さきの議会において、19年度の決算認定を行いまして、約4億500万ぐらいの繰り越しとなりました。このお金というのは、近隣市町村と比較しまして基金積み立てが本当に少ない我が村にとりましては、地道に節約をして健全な財政を構築していくことは大変重要なことであり、喜ばしいことだと思っております。

日々変化している金融不安は、テレビで報道されていますように日本にも及んできました。そしてまた、大企業ではなく、中小企業、あるいは地場産業にもこの影を落としてきております。国政はもっとしっかりしていただかないかんわけですが、迷走をしております、小さな町村も予算が組めないぐらい混沌としているわけですが、何とか健全な国政をやっていただきたいと、地方議会ではありますが、思っておるわけでございます。

そこで、この村の来年度予算編成に当たりまして、三つばかりの問題点というか、お願いをしたいと思えます。

まず、せんだっての青年の話し合いの中でいろんな意見を出していただいたわけなんです、村は地産地消というものを打ち出して今までやってきました。しかし、外貨を稼がんことにはどうしようもないという話がありまして、地産外商です。地産外商を何とか進めてもらいたいということ、若い人たちが言うておられました。私もそうしなければならないと思っています。また、農業、あるいは建設業に関しましても、肥料の高騰、約1.6倍に上がっております。販売するのは、こういう景気でございますので高値は望めませんので、コストがどんどんかかっていくということでございますし、それから建設、あるいは建築におきましても、国の予算が減ったり、こういう社会情勢の中から減ることが予想されるという不安材料ばかりの世の中になってきたことは事実でございます。

そこで、まず一つ目として、総務省の補助金を得て取り組んでおりますICTの利活用モデル事業でございます。今年度は3,000万余の予算で取り組んでおられますが、これはソフトと申しますが、メディアへ打ち出すだけのものをどうやって構築していくかだけの事業でございます。そこで、来年度はさらに2,000万円余をいただきまして、さらに充実するわけでございますが、これからどうやって活用していくかということが一番重要じゃないかと思えます。商工会サイドで800万の別の予算を得まして、簡単なモデルハウスをつくる事業にも取り組んでいます。これは、多分ICTを御利用になったときの事務所にも利用できるというもろみがあるんじゃないかと思えますが、いずれにしてもいいものをつくって、皆さんから注文があったときにどうやって動くかというところにまたお金がかかるわけでございます。村は、これに対して予算を認めて、推進をされておりますが、いまひとつどうやってこの予算を利用して大きく発展をさせていくかというところが見えないわけでございます。この際、私はもう少し村としての計画をしっかりとしまして、この方向性を示していく必要があるのではないかと思えます。

二つ目に、農産物の今後でございますけれども、予測としましては非常に利益率が落ちてくるのではないかと思えます。専業農家は非常に少ないわけでございますが、ここのところへの取り組みをどうしていくかということも重要になってくると思えます。

きょうはこの面じゃなくて、1,000人になっております65歳以上の高齢者の皆さん方を対象にした質問でございますが、これからの農村維持は、多分この65歳以上の皆さんが3分の1の規制を受けて減産をしております田んぼの跡地などを利用して野菜づくりなどして、換金作物をつくっていくことが大事ではないかと思えます。

今、村には販売施設はございますが、競争と申しますか、だんだん安く売っておられます。多分採算度外視でございますが、販売できるならば、もうちょっと皆さん元気で作付をされ、農業の荒廃地縮小の一助になるのではないかと思えます。そういう意味から、これは例として農協が可児につくっておりますアウトレットですが、このようなものを、予算が少ないのでどこかで借りるとか、どこへ割り込むとかいう方法しかないと思えますが、形としてつくっていくという方向で進めてい

くこと。そして、農協が大きくなりまして指導部門が非常に縮小しております。指導をもう少し強化していくという二つがこれから大事ではないかと思えます。

それから三つ目でございますが、これは前の質問でも行いました。今回は灯油券配付という福祉事業をされているようでございますが、高齢者がどんどんふえまして、年金が少ない不安定な状況でございます。この中で、我々村として高齢者、特に生活に困ってみえる高齢者の皆さん方を支援するには、できることとして視聴料とか水道料金、固定の費用を少しでも援助する方向が望ましいのではないかと思います。

余ったからということではございませんが、少し余裕が出てきました。もくろんでおりました地方へ配られる1兆円は、きのうの発表では目減りをいたしまして4,800億しか地方へは回されていようではございますが、いずれにしても少し配分率は高くなると思えます。こういう機会を利用いたしまして、村の予算を少しでも有効に使う方向を進めていただきたいと思えます。

21年度は小学校の改築など大きな出費も予想されておりますが、財政状況が、先ほど申しましたようにちょっとでも安定している今、将来を考え、一步踏み出すことが必要ではないかと思えます。村長のお考えをお伺いいたします。

議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

安倍議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員御指摘のように、平成19年度決算で2億9,234万円の繰越金を残すことができました。そして、実質公債費比率も22.4%と、3%近く改善をいたしました。これは、職員の努力・節約はもとより、議員の皆様、村民の皆様の御協力と感謝を申し上げますところでございます。

そこで、繰越金についてでございますが、特別会計の繰越金は先ほど申し上げましたようにそのまま、それぞれの特別会計へ繰り越しをいたします。

お話しありましたように、本村の財政調整基金は平成18年度末で9,000万円で、県の要請には遠く及ばず、加茂郡の各町の平均7億4,500万円とは1けた違いでございましたが、平成18年度の繰り越しを4,000万積み立てて、現在1億3,000万円でございます。加茂郡の各町村においても、この18年度よりは平均値は上がっております。そのような各加茂郡内の平均まで積み立てるといことはまだ至難でございますが、この繰越金を一部積み立てに回したいと思っております。特に政治も不安定、そしてまた大きな災害も日本のどこかで毎年発生しております。まさかのときのために蓄えたいと考えております。

そこで、安倍議員の質問へのお答えでございますが、一番初めの質問は、服田議員へのお答えと重複をいたしますが、ITCの利活用事業そのものは総務省の100%補助の事業ですが、このサイトを立ち上げた場合、見ていただくための宣伝とか、そしてまたこの2年間は役場で運営をいたしますので、その間の人員とか、村費が必要になってまいります。商工会の木造建築組合へ来ております800万のお金は、道の駅にモデルハウスをつくられるそうでございます。これも宣伝の一つと

して使わせていただき、村のサイトを十分に効果があるように宣伝をしていかなければならないと思っております。

二つ目の質問でございますが、村の農作物を販売するために、村外にマーケットをつくってはどうかということでございますが、現在ございますJAの可児のとれた広場、これには村からも出荷をしてくださいと言われておりますし、現在、出している方も見えるようでございます。このような販売もございまして、新世紀工房と野菜村をポスレジで昨年つなぎまして、今以上に野菜を集荷し、販売できるようにしたいと、このようなお話がございまして、支援をしてまいりたいと思っております。

次に三つ目の御質問ですが、高齢者、弱者の支援については、議員の御指摘をさきの議会でも受けておりまして、公共料金の減免にかえて、冬にはどうしても必要な灯油を購入できる「ぬくもり灯油券」として配付を予定し、今回の議会へ補正予算として提出をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。7月の時点で、何かほかの方法でというお答えをしたものでございます。公共料金についてはそのままにしておりますが、御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔4番議員挙手〕

議長（今井保都君）

4番 安倍徹君。

4番（安倍 徹君）

お答えをいただきました。

東白川村の粗生産額というのは、平成14年に800万あったものが平成17年度には670万になっております。村民1人当たりの所得では、222万あったものが218万という数字になっておりますが、これは産業がだんだん衰退してきた結果、あるいは農業の生産物の販売単価がだんだん安くなってきた結果だろうと思っております。子育ての御質問もございましたが、産業が発展しないと若い人も来ないわけでございますので、このところも一番大事ではないかと思っております。

先ほど木材建築のICTの質問の中でお答えがございましたが、デカ木建築が今安定している大きな理由は、行政も一緒になってアピールをしていった。国際展示場あたりにモデルハウスをつくられたり、それから行政と当時の商工会が一体となって進められた結果、今大きな安定した販売ルートになっております。今回、このICT事業はその基本となるべきものでございまして、特に今の世の中、若い人が物を買う、家をつくる、その方法がICTを利用したのことが多いということから着目されたわけでございます。行政も、少ない予算の中でありながら、知識、あるいはそういう物品もあるでしょうが、これからも力強く応援をしてやっていただかないかん部分だと思います。

それからもう一つ、農業の問題でございますが、これも指導でございまして、個別に物をつくっておられますが、物を販売するにはある程度計画性が必要でございます。それから、可児の市場は20%の手数料を取られますので、この辺のところはどういうふうにしたら利益につながって販売できるかということだろうと思っております。東白川の自然を利用して、有効な作物はあると思っております。何

かを指導するところのお力添えをこれから考えていかなきゃならないだろうと。これは、単農協サイドでは指導員を置けませんので、このところはNPOの指導員をつくるとか、そのような方向をしていかなければならないのではないかと。そして、地域の老人クラブ、あるいは元気な趣味の会の育成なども考えていく必要があると思います。

それから三つ目の、ことは灯油で対応していただきました。ところが、今、年金の免除を受けておられる方50名でございます。いろんな形ですが、これは将来いただくときに現状の法律どおりであれば半分、あるいは5分の1とかいう形になりまして、そういうものは固定している中においていろいろな費用がどんどん上積みしております。ということは、生活に充てられる費用がどんどん少なくなっているということでございます。ことし限りの灯油券というのは、確かに燃料高騰から必要だとは思いますが、継続的な固定経費を少しでも面倒を見てあげるといふ方向も、大変くどいように申しわけないですが、これを考えていくということ。水道料金が赤字と申されますが、このところは今のところそんなにひどいことにはなっていないと思います。当然返済金がありますが、返済金は補てんされておりますので、それを差し引き勘定したならば、まだ少し余裕があるのではないかと、こう思っています。

この辺のところは人件費の有効なところも検討しなきゃならんわけですが、そういう面から考えて、あるいはテレビの問題でもそうですが、白川町も開設をされまして、東白川も安い料金になりました、一月の費用がね。それで500円近く安いように聞いておりますけれども、これは民間でございまして行政ではございませんので、この辺のところはわかりませんが、そのところも勘案しながら、かかるからではなくて、これだけできたんですから、節約をして、さらに経費を少なくして、そして住民サービスを図られるようお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

御意見はごもっともと思います。

農産物の販売については、確かにとれた広場に持っていけば手数料は取られるわけですが、自分たちでつくるといふことも、これまた大変なことでございますので、今のところ、売り場は野菜村と、今度新しく野菜集荷の、名称はまだどうなるか決まっておりますが、あそこへ食べた残りでも集められるような方法を検討されておりますし、指導者についてはもちろん役場の職員で指導できるわけではございませんので、やっぱり専門の方、今言われたNPO法人の中にも入っておりますが、野菜名人がおられまして、いろんなことを指導しておっていただきますので、よいものがたくさんできれば、当然どこか村外へ持ち出していく。村内だけでとても売り切れんということになることを私も希望しておりますのでございます。

それから、年金の目減り等、生活がきつい方がふえてくるのではないかと議員の御心配、ごもっともであると思います。今回の灯油券はこの暮れだけでございますが、来年の予算についてもこのようなことは考えていかなければならないと思っております。特に今回の灯油券の配付につい

て、年金の少ない方、高齢のひとり住まい等々、民生委員の方々が汗をかいていただいて選定をしていただきまして、本当に御苦労であったと思いますが、このようなことを例として来年も考えたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、木造建築組合のことについては、当然村も一緒になって考えながら、今後行政の手を離れましてもお手伝いをしていくような係を村の中にもつくっていかねければ、この村にとって木材産業が一番でございますので、今後そのようにしていきたいと考えておりますので、御指導いただきたいと思っております。

議長（今井保都君）

6番 安江祐策君。

〔6番 安江祐策君 一般質問〕

6番（安江祐策君）

それでは、質問いたします。

過疎法について質問したいと思います。

過疎法、過疎地域自立促進特別措置法のことでございます。現法では、平成12年から始まり、22年3月までの10年間の時限立法となっております。この過疎法も残りあと1年で失効になることから、全国各市町村の過疎指定地域を持つ団体は、今過疎新法制定、また新法に盛り込むべき内容等の議論が進められております。

岐阜県内でも、13市町村でつくられている過疎地域自立促進協議会で新たな過疎対策についての提言もまとめられたと聞いております。

これまでの過疎法、また過疎対策は昭和45年より始まり、今日まで約40年間にわたって実施されてきました。その間、過疎地域の生活基盤の強化、地域産業振興、活性化、地域の自立促進を目的に対策が行われてきました。その結果、過疎地域における生活基盤である道路整備、また上下水道などの普及率の向上、基盤整備による公共事業が地域の継続的雇用も生み出してきたことも事実であると思っております。この間、ハード事業が中心であり、地域の生活基盤、インフラ整備が充実したことはもちろんですが、過疎地域と都市との格差はまだまだ解消されていないのが現状であると思っております。

少子・高齢化に伴う人口の減少、過疎地域での今の共通の問題点であると思っております。人口の減少は全国的な問題であり、今後ますます加速することが予測され、社会問題として国レベルでの対策を講じなければならないと思っております。過疎地域におきましても深刻さを増すことから、過疎法の対策に頼らなければならないと思っております。

次期制定される新法に対し、我々議会からも昨年9月議会、またことし7月議会において、新法の継続・制定に向け、内閣総理大臣、また各関係大臣に意見書も提出しております。そうした中、この新法に期待するところではありますが、過疎法はもともと都市と地方との格差を少しでもなくすため、条件不利地域における過疎問題という社会現象に対して地域振興立法であるということから、今までと同じ対策は必要であると思っております。

これからは、将来の過疎地域を見据え、大半を占める過疎地域が持つ森林・農地を活用しながら、またその森林・農地が持つ機能、水・空気・食料などエネルギーの供給源として、また地球環境、国土保全に大きく貢献していくことを声を大にして呼びかけていかなければならないと思います。過疎対策も、今後はソフト面が主体となってくると思います。地域が持つ特色を新法に盛り込むべきであると思います。

村においても、過疎地域促進計画に基づいて今まであらゆる整備が行われてきました。そうしたことから、これからもこの過疎法に頼らなければならないと思います。そうした中で、新たに制定されようとしておる新法に期待するところであります。

この新法に対し、今後、本村にとっての見通しをお聞きいたします。

議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

安江祐策議員にお答えをいたします。

現行の過疎法、過疎地域自立促進特別推進法は、2009年度末に期限切れを迎えます。

過疎対策は、高度経済成長に伴う人口の都市への集中など、地域社会の崩壊に対応するため、1970年に格差是正の諸支援策を講じる過疎地域対策緊急措置法として、議員立法により制定をされたのが最初でございます。これが10年間ございまして、その後も10年ごとに新しくなっております。時限法が繰り返されて、現行法が4度目の過疎対策法となっております。

総務省がこのほど出されました07年度の「過疎対策の現況」によると、過疎関係市町村は732団体で、全市町村に占める割合は40.9%になっております。面積は全国土の54.1%を占めておりますが、人口は総人口のわずか8.4%にとどまります。また、平成の大合併によりまして、一部の区域が過疎地域とみなされている市町村が159団体となりました。過疎は、町村の問題であったのが、市の課題としても大きな課題としてきたのが最近の特徴であります。

政府・自民党は、過疎対策特別委員会を設置し、過疎地の視察や市町村長との意見交換会を開き、研究に着手しております。一方、総務省はことし4月に有識者による過疎問題懇談会を設置し、議論を進め、中間整理をまとめております。各自治体も意見書の採択を行い、関係大臣等への提出をいただいているところでございます。

最近では、県の町村会が各町村長への意見聴取を行い、各町村の意見を取りまとめ、全国町村会へ提出したところでございます。

本村としても、その中で農林業や地場産業への支援、地域医療対策等を要望したところでございますが、特に簡易水道やCATVなどインフラ整備が済んだところでは、今後、機械設備の更新に対する助成についても強く要望をいたしております。

11月26日からの全国町村長大会でも、新過疎対策法の制定について特別決議を行いました。また、11月25日の全国過疎地域自立促進連盟でも特別決議を採択し、各支部において、地元選出国會議員に対し、面接の上、要望をいたしました。私も地域の国會議員へ要望をいたしてまいりました。私

の感触では、引き続き法律が立ち上げられるものと期待をしておるところでございます。

このような制度がないと、私たちのような小さな山村ではなかなか自主財源だけではやれないのが実情でございます。どうか議員の皆様におかれましても、御協力、御助言をいただき、後押しをしていただきたいと思いますので、御指導をよろしく願いいたします。

議長（今井保都君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。11時15分より再開します。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開

議長（今井保都君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第72号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（今井保都君）

日程第6、議案第72号 東白川村認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

議案第72号 東白川村認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例を別紙のとおり提出する。平成20年12月19日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、改正条例を載せておりますが、朗読を省略させていただいて、概要を説明させていただきます。

本条例につきましては、公益法人制度改革及び関係法律の改正に伴うものでございまして、「代表者等」というところが「代表者」、それから「事務所」が「主たる事務所」というふうに、字句の改正を行うものでございます。

附則としまして、1.この条例は公布の日から施行し、平成20年12月1日から適用する。2.この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の東白川村認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の規定に基づく申請その他の手続及び旧条例第6条により調整されている原票については、この条例による改正後の条例中の相当する規定に基づくものとみなす。以上でございます。

議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号 東白川村認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第72号 東白川村認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第73号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（今井保都君）

日程第7、議案第73号 東白川村の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

議案第73号 東白川村の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年12月19日提出、東白川村長。

朗読をします。

東白川村の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例。東白川村の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

題名中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第1条中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

附則、施行期日、この条例は公布の日から施行し、平成20年12月1日から適用する。

これも公益法人制度改革及び関係法律の改正に伴うものでございまして、字句の改正でございませぬ。以上でございます。

議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号 東白川村の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第73号 東白川村の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第74号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（今井保都君）

日程第8、議案第74号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

議案第74号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年12月19日提出、東白川村長。

次のページに条例の一部改正が載っておりますが、これも朗読を省略させていただいて、概要説明させていただきます。

本条例につきましても、地方自治法の一部改正に伴うものでございます。

第16条に通勤手当という項目がございまして、その第4項中、先ほどの議案第73号で改正をさせていただいた条例のように、「公益法人等」を「公益的法人等」というふうに、字句の改正をするものでございます。

附則としまして、施行期日、この条例は公布の日から施行し、平成20年12月1日から適用する。以上でございます。

議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第74号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第74号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第75号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（今井保都君）

日程第9、議案第75号 東白川村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

議案第75号 東白川村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。東白川村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年12月19日提出、東白川村長。

1枚めくっていただいて、議案を出しておりますけれども、朗読を省略させていただいて、概要を説明させていただきます。

寄附金控除ですけれども、ことしの4月30日に地方税法が改正されまして、村の村税条例の専決をさせていただきましてけれども、その折に寄附金控除のできるものとして、市町村、それから日赤等が上げられておったわけですけれども、それに社会福祉法人を追加するものでございます。

新旧対照表も上げておりますので見ていただきたいと思いますけれども、新旧対照表の最後から2枚目に掲げておりますけれども、寄附金税額控除のところ、26条の8のところ、括弧として、

3号に掲げるものを別表に掲げるものに限るということで上げております。

1枚めくっていただきますと、3号のところでは所得税法施行令というふうになって、社会福祉法人に対する寄附金ということになっておりますけれども、ここで、別表で定めておりますけれども、控除対象寄附金として社会福祉法人東白川村社会福祉協議会に対する寄附金というものを入れています。

議案に戻っていただいて、施行日が、この条例は公布の日から施行するというございませけれども、一部改正の一部改正ですので、もともとの一部改正では施行日が21年4月1日からというふうになっておりますし、寄附金に対しましては、20年1月以降の寄附金に対して税額控除をするということになっております。以上です。

議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第75号 東白川村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第75号 東白川村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第76号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（今井保都君）

日程第10、議案第76号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

議案第76号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白

川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年12月19日提出、東白川村長。

1枚めくっていただいて、議案を出しておりますけれども、新旧対照表で説明をさせていただきます。

一番最後になりますけれども、新旧対照表の中に、その他の住宅の区分のところ、現行のところ河鹿荘というのが入っておりますけれども、河鹿荘の取り壊しを行いましたので、それを削除する改正をさせていただきます。

それから裏に行きまして、入居者の募集方法という第4条の項目ですけれども、この中で、募集する場合に2以上の方法で行うとなっておりますけれども、現行で「村広報」、それから4項のところ「有線放送」となっておりますけれども、これがなしとなっておりますので、「広告チラシ」、それから「CATV」というふうに改正をするものでございます。以上でございます。

議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第76号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第76号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第77号から議案第80号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（今井保都君）

日程第11、議案第77号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第4号）から日程第14、議案第80号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4件を補正予算関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

議案第77号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第4号）。平成20年度東白川村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,001万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,334万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は「第2条 地方債の補正」による。平成20年12月19日提出、東白川村長。

2ページの第1表の朗読説明は省略をさせていただきます。

6ページ、第2表をお願いします。地方債の補正でございます。変更で、災害復旧事業債でございます。限度額の変更で、あとは起債の方法、利率、償還の方法については変わりありませんので、説明を省略させていただきます。

限度額が50万円から250万円に200万円の増額でございます。もともとの50万円につきましては、9月補正でお願いしました大沢林道の災害復旧分でございます。今回は、穴沢本線と栃山線の災害復旧ということで、全体事業費のうち3分の2を国庫金をいただきまして、残りを起債100%充当ということで、端数は一般財源で対応でございますが、交付税措置が95%というものでございます。

説明資料の8ページの事項別明細書の1の総括の説明を省略しまして、10ページをお願いします。

2. 歳入、8款3項1目地方税等減収補てん臨時交付金、補正額66万8,000円追加でございます。これは、自動車取得税及び地方道路譲与税の期限切れに伴う減収、1ヵ月分の補てんをするという交付金でございます。

10款1項1目交通安全対策特別交付金、補正額26万2,000円、新規で入ってきておりますので、補正をさせていただくものでございます。

13款1項11目災害復旧費国庫負担金、補正額419万円追加。先ほど説明しました穴沢本線と栃山線に対する3分の2相当分でございます。

11ページの13款2項10目教育費国庫補助金、補正額1,109万5,000円追加。これは、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金に対するものでございます。体育館の屋根の改修に対するものでございます。

13款3項2目総務費国庫委託金、補正額4,000円の追加。自衛官募集事務委託金でございます。

14款1項3目民生費県負担金、補正額6,000円の減額。これは、事業費の確定によるものでございます。

8目土木費県負担金、補正額60万円追加。これは、説明にありますように、地籍調査の負担金の業務増ということで、原図作成と面積計算でございます。対象事業費の75%相当分でございます。

14款2項6目農林水産業費県補助金、補正額902万4,000円追加。説明欄にあります飛騨・美濃じ

まん農産物育成支援事業補助金ということで、ここでは、五加茶の色彩選別機等の整備に対するものでございます。それから、農地・水・環境保全向上対策につきましては、減額確定によるものでございます。

12ページをお願いします。

14款3項2目総務費県委託金、補正額1万9,000円追加。工業統計調査の委託金の確定でございます。

16款1項2目指定寄附金、補正額136万8,000円追加。説明欄にありますふるさと思いやり基金指定寄附金につきましては、7月補正で2件お願いしておりますが、今回9件ということで、今回は84万円でございます。累計で11件の85万5,350円となっております。それから3節のところでは、保育園への指定寄附ということで3,000円でございます。それから8節の土木費につきましては、側溝改良工事に伴う指定寄附ということでございます。

それから、13ページのところの10節の教育費のところでは、お二方からそれぞれごらんの御寄附をいただいております。

18款1項1目繰越金、補正額2,066万1,000円ということで、前年度繰越金でございます。

19款4項4目雑入、補正額13万4,000円追加。農業者年金取扱手数料の確定、それから農産物損害防止事業の委託料ということで、それぞれ入ってくるものでございます。

20款1項11目災害復旧債、補正額200万円追加。これは、穴沢本線と栃山線の補助残に充当するものでございます。

14ページ、3.歳出、2款1項1目一般管理費、総務費の一般管理費は、補正額84万1,000円追加ということで、ふるさと思いやり基金の積立金でございます。

5目財産管理費、補正額10万円の追加、神付の倉庫の購入でございます。

2款2項1目税務総務費、補正額3,000円追加。説明欄にありますように、郡の連絡協議会の負担金の減、それからエルタックス関係の負担金の追加の差し引きでございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額892万5,000円の追加。これは次のページの説明のところにありますように、戸籍のシステムの老朽化に伴う更新ということで、データ移行の委託料と機器の備品購入費でございます。

2款5項1目統計調査費、補正額1万8,000円追加。工業統計調査の委託料の確定による補正でございます。

3款1項1目住民福祉費、補正額333万8,000円追加。国民健康保険特別会計への繰り出しでございます。財政安定化支援分でございます。

3目保健福祉費、補正額69万5,000円追加。ここでは、ぬくもり灯油購入助成の分と、次のページにあります障害者自立支援事業の額の確定で、事業費の減でございます。

3款2項2目認可保育所費、補正額25万1,000円追加。みつば保育園の4連ブランコ等遊具の修繕料でございます。

6款1項1目農業委員会費、補正額10万1,000円の追加。会計検査が実施されまして、その関係

の超勤手当と、農業者年金取り扱い手数料の交付による需用費の追加等でございます。

6款1項2目農業総務費、補正額17万1,000円追加。ここでは、農業総務費の11月13、14と受けました会計検査の事前準備の超勤手当でございます。

3目農業振興費、補正額239万円追加。ここでは、飛騨・美濃じまんの五加茶の色彩選別の補助、それから農地・水のところでは、額の確定による需用費の減、それから、コーミソースの加工用トマトの特産品開発の支援補助金ということでございます。

7目農地費81万3,000円追加。ここでは、会計検査対応の超勤手当と、あとは償還負担金ということで、滞納対策のものでございます。それから、中川原水辺公園の遊具の解体・撤去ということで、工事費を上げております。

18ページ、6款2項1目林業総務費、補正額14万9,000円の追加。会計検査の超勤関係でございます。

2目林業振興費、補正額750万円追加。これは、未整備森林緊急公的整備導入モデル事業の30ヘクタール分の追加ということで、五加北団地を中心ということでございます。

3目林道総務費、補正額8万1,000円追加。これも会計検査の時間外手当でございます。

7款1項1目商工振興費、補正額38万9,000円追加。これは、超勤手当もございましたが、FC岐阜への支援出資金ということで30万円を盛り込んでおります。

8款1項1目土木総務費、補正額9万4,000円の減額、これは、組み替えによる給料等の減によるものでございます。

それから、2目地籍調査費、補正額80万円追加。地籍調査の委託料の増額でございます。

8款2項1目道路橋梁維持費、補正額145万5,000円追加。ここでは、村道維持修繕工事、これは長瀬線、上親田線、平1号線、それぞれの側溝改修、修繕でございます。それから、四国線の側溝改良工事ということで上げております。

10款1項2目教育委員会の事務局費ですが、補正額10万円の追加。賃金と、次のページにあります負担金でございます。

10款2項1目学校管理費、小学校費ですが、補正額1,518万6,000円の追加。ここでは、説明にありますように小学校の滑り台等遊具の修繕、それから地域活性化緊急安心実現総合対策交付金を受けての小学校の屋根の工事関係の設計監理委託料、それから工事費と、スクールバスの賃金補正でございます。

2目教育振興費、補正額11万3,000円追加。ここでは、小学校の図書の購入、備品購入でございますが、寄附金をいただいておりますので、それに対応するというものでございますし、就学援助事業につきましては、準要保護児童の増加による補正でございます。

21ページの10款3項1目中学校の学校管理費、補正額が5万1,000円追加。賃金の補正でございます。

2目教育振興費、補正額10万1,000円の追加。ここでは、寄附をいただいた図書購入とピアノ伴奏者の講師の不足分の追加でございます。

10款4項1目社会教育総務費、補正額9万円の減。ここは、PTAに出しておりました補助金の確定による減でございます。

2目公民館費、補正額33万2,000円追加。はなのき会館の管理費ですか、次のページに明細がございます。照明電球等の消耗品と、それから燃料費の高騰によります夏場、冷房等の増でございます。それから、グランドピアノが15年ほど経過しております、これの調律をしたというものでございます。

11款2項1目道路橋梁災害復旧費、補正額630万円追加。ここでは、穴沢本線と栃山線の災害復旧に係る工事費、事務費、雑費等でございます。

以上でございます。

議長（今井保都君）

安江弘企村民課長。

村民課長（安江弘企君）

議案第78号 平成20年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。平成20年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,340万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成20年12月19日提出、東白川村長。

2ページの第1表から4ページの事項別明細書の朗読を省略させていただきまして、5ページの歳入から説明をさせていただきます。

3款1項1目療養給付費等負担金、補正額340万円。

6款1項2目県財政調整交付金、補正額60万円。

9款1項1目一般会計繰入金、補正額333万8,000円。

10款1項1目繰越金266万2,000円、前年度の繰越金。

6ページに行きまして、歳出でございますけれども、2款2項1目一般被保険者高額療養費でございますけれども、1,000万円の補正でございます。高額療養費の増によるものでございます。

議案第79号 平成20年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）。平成20年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,883万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成20年12月19日提出、東白川村長。

2ページの第1表、4ページの事項別明細書の朗読を省略させていただきまして、5ページの2の歳入から説明をさせていただきます。

3款1項1目繰越金、補正額30万3,000円。

3の歳出ですけれども、1款1項1目一般管理費30万3,000円。これは、消費税の納付金ですけれども、不足するというので、追加の補正をさせていただきます。

議案第80号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ366万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,133万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成20年12月19日提出、東白川村長。

2ページの第1表、4ページの事項別明細書の説明を省略させていただきます、5ページの歳入から説明をさせていただきます。

1款1項1目特別徴収保険料、補正額431万7,000円の減額でございます。

2目の普通徴収保険料ですけれども、65万1,000円の増額でございます。これにつきましては、予算で見込みでやっておりましたけれども、保険料の確定をしたことによる減額補正でございます。

6ページ、歳出でございますけれども、1款1項1目一般管理費、補正額15万円の減額でございます。パンフレット等の作成費で減額をさせていただきます。CATV、それから老人クラブ等の説明会に出たということで、パンフレットの作成費がいらなかったということで、減額をさせていただきます。

1款2項1目徴収費15万円の増でございます。説明欄にありますけれども、収納処理の手数料でございます。軽減ですけれども、当初7割軽減、5割軽減というふうになっておったわけですけれども、途中で減額が変更になってきましたので、それに伴う手数料、それから通知書を作成する手数料の増ということで補正をお願いします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額366万6,000円の減額でございます。保険料が少なくなりましたので、広域の方へ支払う分の減額をさせていただきます。以上でございます。

議長(今井保都君)

ここで暫時休憩とします。

午前11時54分 休憩

午後1時01分 再開

議長(今井保都君)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 安江浩君。

5番(安江 浩君)

監査委員の方で期待をかけてみえる部分がありますが、いわゆる徴収する手だてを一步進んだ方法を提示されておるといことで、私も期待をしますし、もっと早くから踏み込んでほしかった。いわゆる物納という形を一步とられたといことで、非常にこれは長期にわたって滞納されて、またいろんな生活事情もありましようが、やはりそうした差し押さえのような形の物納というものが、これからもそういうところへ踏み込なければ解決していかないといことを感じます。賛成をするところがございますが、そこで2点ほど伺っておきたいですが、一つは、物を村が受けて、不動産等ではありますが、それと未収になっている金額との相殺といいますが、不足した場合、村費がずうっとそれだけ足らずまいでいかなければならないと。それを少なくするには、1年後、あるいは2年後という期間を経てからだと思いますが、その財産といつか、資産の価値が低いといことで、その措置が満たさなかつた差額に対しての対応をどのように考えられておるか。その点を1点と、受けた物件の管理をする、即始末できないと思しますので、処理できないと思いますが、管理費が発生してくると思いますが、例えば水田で言えば、環境整備の草を刈らならんとか、あるいはそれに付随する経費が必要となってくる。その対応策といものを1点。

それから、受けた物件を1年後なり、2年後なり販売できればいいですが、その利用のあり方。その辺がちょっと私も不安に感じるところですが、本当にこれで、例えば農産物を生産するような方向に使えるのか、今まできれいに管理されておればともかくも、常に荒廃している農地を引き受けたような形になると、かなりその辺にかかわることが出てくるんじゃないかと思いますが、そういった利用のあり方、未収金になる公共料金もあわせて、分野のものを何らかの形で価値ある形で回収しなきゃならない。そういったところの考えを伺いたい。今回は1件だけの一つの取っかかりとして物納の形をとられたと見ておりますが、将来これが何件が続くとなったときに、それぞれ出てきた物件を何とか有効に活用しなきゃならないと思うんですが、その辺の考え、以上3点をちょっとお伺いさせていただきます。

議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

その件については、今回1件といことで、この件については本人の御希望といことであつて、その農地とか、倉庫とかといものをどう使うかといことは、結果を出して話を今進めておりますので、農地については引き受けていただける方は決まっておりますし、倉庫については役場で使うという方針がありますが、これはまず1件でございます。そのほかにこういう方針でいきたいといことは思っております。ただし、払っていないからあなた物納しなさいと、こういうわけではなくて、こういう事例もありましたと。こういうことで御希望があれば、希望される物件がどんなものであるかをよく検討し、そしてまた近くの方に利用していただけるかどうか、また村が利用できるかどうか。山林なら村が管理をしていかななくてはなりませんし、そういうことは、一件一件個別によく話し合つて、そしてまた利用の方もよく考えて、ただ払っていないから物で下さいといだけでなく、一件一件個別に違ふと思しますので、また一つの物件をいただいても足りない場合、

また多過ぎる場合、いろいろ出てくると思いますので、協議会によっていろいろ検討しながら御本人と話し合っ、どちらも納得してやっていきたい。特に農地なんかの場合は、その後、できれば利用していただける方を特定してオーケーをしていきたい、そんなふうに思っております。一律にどうという決めはございませんが、それぞれの立場がございますので、そしてまた滞納しておられる状況も、本当にどうしても払えんから滞納しておられる方と、こちら側から見れば十分払えるんじゃないかという生活をしながら滞納してみえる方、いろんな場面がありますので、村の方としても一律にはいけんと、こういうふうに思っておりますので、2件目、3件目と出てきた場合に、また御報告は申し上げますが、何をどうするか、足らん場合にはどうするかということは一件一件違ってくると思っておりますので、また御意見をいただきたいと思ひます。

議長（今井保都君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 服田順次君。

2番（服田順次君）

歳入の方と歳出の方で1件ずつですが、ちょっと質問したいと思いますけれども、歳入の方で繰越金の2,000万でございますけれども、前年度これだけここで補正を組むということは、余ってきた分があるということかどうかということ。どういうことか、これだけ教えてもらいたいというふうに思ひます。

もう1点は、歳出、農業費の中の農業振興費、飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業の内容についてもう少し詳しくお願いしたいと思いますし、それともう1点、歳出の方で、土木費の中の道路橋梁維持費、工事請負費の中に、村道の伏せ越しだったか、側溝で、これの中の平とどこやしらんととったやつがありましたですが、これの内容をもう少し詳しく説明をいただきたいなと思ひます。

議長（今井保都君）

松岡産業建設課長。

松岡産業建設課長（松岡安幸君）

17ページの飛騨・美濃じまんのことで御質問があったと思ひますが、これは、五加のお茶工場ですけれども、今まで色彩選別機、お茶の葉っぱと軸とかを分ける機械がありませんでした。それと、袋詰めするとき、東白川製茶の方は振動のあれで袋詰めされておったと思ひますがけれども、五加は2人で持って、こうやって揺すって詰めておったというような状況で、その機械が欲しかったということが一つありました。新品を買うと相当な額ですけれども、幸いにも静岡の方でやめられたところがありまして、そこの中古を五加のお茶工場に入れて整備をしたいということで、県の方へ補助金がないかと思ひて要請していたところ、この飛騨・美濃じまんの補助金の内示がいただけましたので、これで整備をお願いするものでございます。

それから、もう1個が土木費ですね。土木費の道路の維持修繕、19ページですが、長瀬線の側溝

修繕というところで、安江初子さんの前のところの修繕でございます。

それから、神明線で、村雲規造さんのお宅の横の側溝の修繕、それからもう1個、平の1号線というのは、保育園とその前の駐車場の間に、道路の真ん中に側溝がありまして、あそこが水があふれてしまっていた。側溝が壊れて、緊急にこちらで修繕を実は行ってしまいました。前の予算を食ってしまいましたので、その分を修繕するというものでございます。

議長（今井保都君）

楯光一総務課長。

総務課長（楯 光一君）

歳入の方の繰越金ですけれども、毎回補正のとき、財源が入ってくるものと、それから歳出との差額で不足する場合は繰越金を使うということで、同じ財政の中でも、前年度繰越金を当初予算に上げる分と、それからこういったことに対応するための枠を持っておりまして、その分については補正対応財源という形で確保しておりますので、これを使わせていただくということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（今井保都君）

2番 服田順次君。

2番（服田順次君）

今のその枠というのは、大体、その年度で何%というようなあれは持ってみえるわけですか。

議長（今井保都君）

楯光一総務課長。

総務課長（楯 光一君）

特に枠はございませんけれども、確定予算の時点と5月末の時点では、相当見込みで違ったりすることはありますので、なるべくかたい数字を当初予算に出していただいでいくということですので、資金ショートをしないように見込んでおります。

議長（今井保都君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 安江祐策君。

6番（安江祐策君）

歳出の方で、14、15ページの戸籍電算化システムの購入ということでございますが、以前は、この機械に関してはうっとリースで対応されていたと思いますが、今回すべて購入をということで、リースと購入をこうされた形を御説明いただきたいと思います。

議長（今井保都君）

安江弘企村民課長。

村民課長（安江弘企君）

戸籍の電算化の関係でございますけれども、これにつきましては、平成16年の2月からリースを

開始しております、5年間のリース金額で2,300万ほどかかっておりました。これからリースということもあるわけですが、リースをするよりも購入をした方が安くできるということで購入をさせていただくということで、一番最初導入されたときには全部で5,000万ぐらいの経費がかかっておりましたので、一度にということが無理であったために当初はリースをされた。今回は機器の更新ですので、購入をさせていただくというものでございます。

議長（今井保都君）

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第77号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第4号）から議案第80号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第77号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第4号）から議案第80号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4件は、原案のとおり可決されました。

東白川村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

議長（今井保都君）

日程第15、東白川村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

東白川村選挙管理委員会委員及び同補充員の任期満了については、平成20年11月25日付東選第71号の2で東白川村選挙管理委員会委員長より議長あてに通知がありました。任期満了の時期は、平成20年12月25日となっておりますが、委員の選挙については、地方自治法第182条の第1項で、選挙権を有する者で、人格が高潔で政治及び選挙に関して公平な見識を有する者のうちから普通地方公共団体の議会においてこれを選挙すると定められておりますので、申し添えます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。
ここで暫時休憩とします。

午後 1 時 21 分 休憩

午後 1 時 22 分 再開

議長（今井保都君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから東白川村選挙管理委員会委員及び同補充員の指名を行います。

選挙管理委員会委員には、古田政春氏、神土667番地 3、昭和11年 4 月 28 日生まれ、無職。小池捷一氏、神土5031番地、昭和13年 1 月 25 日生まれ、無職。今井悦夫氏、五加870番地 1 の 2、昭和10年 2 月 14 日生まれ、無職。田口小鈴氏、越原2485番地 2、昭和27年 1 月 30 日生まれ、会社員。以上の方を指名します。

次に、選挙管理委員補充員には次の方を指名します。

第 1 順位、今井俊郎氏、越原1117番地 5、昭和25年 8 月 17 日生まれ、公務員。第 2 順位、楯光一氏、越原2468番地、昭和27年 7 月 4 日生まれ、公務員。第 3 順位、安江弘企氏、五加910番地、昭和28年 6 月 23 日生まれ、公務員。第 4 順位、松岡安幸氏、越原1074番地10、昭和30年12月14日生まれ、公務員。以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方が選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。当選された方々には、文書で当選されましたことを告知いたします。ただし、本日議場に出席の方につきましては、この場で当選されましたことを告知いたしますので御了承ください。

閉会中における議会運営委員会の継続調査について

議長（今井保都君）

日程第16、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

議会運営委員長（安江祐策君）

平成20年12月19日、東白川村議会議長 今井保都様。議会運営委員会委員長 安江祐策。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出します。

記1．会期中及び会期延長の取り扱いについて。2．会期中における会議日程について。3．議事日程について。4．一般質問の取り扱いについて。5．その他議会運営上必要と認められる事項。6．議長の諮問事項に関する調査について。以上でございます。

議長（今井保都君）

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出とおり、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

閉会の宣告

議長（今井保都君）

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成20年第4回東白川村議会定例会を閉会します。

午後1時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員